

第 1 章 総則（第 1 条 第 8 条）

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説等】

この条は、この条例の目的について定めたものです。

この条例は、障害のある人のみを対象としているという観点から捉えるものではなく、事故や加齢によって、誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害のない人も含めた全ての人にかかわる問題として認識し、障害の有無にかかわらず共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を実現する必要があるという観点から捉えなければなりません。

「障害及び障害のある人に対する県民の理解」とは、「障害」そのものに対する理解に加え、「障害のある人」の置かれている状況に対する理解も指します。

例えば、自閉症、統合失調症等という障害の特性だけではなく、自閉症、統合失調症等を有する人の生活についても、理解を深めることが求められます。

「差別をなくすための施策の基本となる事項等」の「等」とは、基本理念（第 3 条）、県の責務（第 4 条）、県と市又は町との連携（第 5 条）、市及び町の役割（第 6 条）、県民等の役割（第 7 条）、障害のある人に対する差別の禁止（第 2 章）等を網羅的に指しています。

「障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会」に関して、障害者の権利に関する条約の前文（1-1）では、この条約が「障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害

者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信」と謳われています。

また、障害者基本法第1条（1-2）においても、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と謳われており、国民的レベルで共生社会の実現が求められているところです。

なお、長崎県障害者基本計画（13頁：0-6参照）においても、「共生社会の実現を目指す」と記載されています。

1-1 （仮訳文）障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

前文

この条約の締結国は、

(a)～(x)〔略〕

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。

1-2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第 2 条（定義）

（定義）

第 2 条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。

4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

【解説等】

この条は、この条例の定義について定めたものです。

<< 第 1 項関係 >>

「障害のある人」については、年齢により区別して定義しているのではなく、障害児を含むものとして整理しているため、この条例においては、「障害児」という用語を用いていません。

また、この条例では、「障害のある人」として、「難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害がある者」を含めることとしています。「障害者とは、身体障害者と知的障害者、精神障害者だけ」というイメージもあることから、障害者基本法（2-1-1）と異なり、「障害者」という用語を用い

ずに、「障害のある人」という用語を用いることとしています。

なお、各障害の法律上の定義等は下記（ 2-1-2～5）のとおりです。

2-1-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 〔略〕

2-1-2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）〔抄〕

（身体障害者）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

2-1-3 「知的障害」については、法律上は定義されていませんが、厚生労働省が5年に1度行っている知的障害児（者）基礎調査では、下記のとおりとなっています。

用語の解説 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1c.html>

1 知的障害

「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下によった。

次の(a)及び(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a) 「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。

(b) 「日常生活能力」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa,b,c,dのいずれかに該当するもの。（別記1省略）

2-1-4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

2-1-5 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
- 3 〔略〕

「障害のある人」については、長崎県民に限定していないことから、障害のある人が他県の人（観光客等）であっても差別を行ってはなりません。

なお、この条例が本県において発生した事案のみに適用されることから、他県で差別を受けた事案については、差別を受けた人が長崎県民であったとしても、特定相談や助言又はあっせんの申立てを行うことはできません。

障害者基本法第2条第1号（18頁： 2-1-1参照）においては、「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されていますが、平成23年6月の障害者基本法の一部を改正する法律案の国会審議（以下「国会審議」という。）において、「知的障害は今は別途に立てられておりますけれども、以前は精神薄弱ということ、いわゆる精神障害の一つと言われておりました」（2-1-6）との答弁もあり、障害の種別の類型化には変遷があります。また、平成16年の障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2-1-7）では、「『障害者』の定義については『障害』に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な、見直しを行うよう努めること。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第2号（2-1-8）においては、「障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者...）」と並列で規定されており、また、発達障害者への支援等のために発達障害者支援法が定められています。

本県が平成24年3月に作成した長崎県障害福祉計画（第3期 平成24年度～平成26年度）（2-1-9）においては、障害者・障害児の現状について、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3つだけでなく、「発達障害」及び「高次脳機能障害」に関しても、個別に説明をしています。

さらに、国土交通省では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、「知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策」（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html）として、「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」及び「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」を作成しています。

以上の点を総合的に勘案し、「障害」の定義では、「身体障害、知的障害、

精神障害、発達障害」と並列で規定しています。

2-1-6 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）17頁〔抄〕

浅尾委員 次に、今回、修正案では、精神障害の後に、括弧つきで発達障害が含まれるようになりました。

〔略〕括弧つきで発達障害が入れられたことによって、その範囲が広がることを想定しているのかどうか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

高木（美）委員 この発達障害につきましては、もう御承知のとおり、議員立法によりまして平成16年に制定をされ、定義規定も置かれております。また、近年、その重要性に対する認識は高まっております。

従来、障害につきましては、身体、知的、精神の三つに大別をされてまいりましたが、この発達障害につきましては、概念的には精神障害に含まれるものの、これまでの障害者基本法、またその他の法律におきましては、そのことが明確にされておりました。そこで、本修正によりまして、精神障害に発達障害が含まれることを明記することとしたものでございます。昨年、議員立法で改正をいたしました障害者自立支援法、いわゆるつなぎ法案におきまして、このことを括弧書きで明記したところでございます。

したがって、今回追加した括弧書きは確認的なものでありまして、障害者の範囲を変えるものではありません。しかしながら、多くの議論もありました。精神、知的、身体、そこにもう一つジャンルとして発達障害ということを別途つくってはどうか等の議論もありました。例えば、知的障害は今別途に立てられておりますけれども、以前は精神薄弱ということで、いわゆる精神障害の一つと言われておりました。

というように、これから、またさらに、障害の立て分けにつきまして、本来であれば、まさにその社会的障壁、社会的モデルといった観点に基づいて、機能そしてまたそれぞれの置かれている状況等を含めて幅広く考えていくことが必要かとは思いますが、今のこの状況下におきまして、このことを明記させていただいたということを申し上げさせていただきます。

2-1-7 障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成16年5月27日参議院内閣委員会）〔抄〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一～五 〔略〕

六、「障害者」の定義については「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な、見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって継続的に生活上の支障があるものはこの法律の障害者の範囲に含まれるものでありこれらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七 〔略〕

右決議する。

2-1-8 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）〔抄〕

（職場適応援助者助成金）

第20条の2の3 職場適応援助者助成金は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者に限る。）であ

る労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第2号職場適応援助者の配置を行う事業主（第2号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）

2～4 〔略〕

2-1-9 長崎県障害福祉計画（第3期 平成24年度～平成26年度）（平成24年3月）

〔抄〕 http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/hukushi_keikaku/index.html

第3 本県における障害者及びサービス提供等の現状について

1 障害者（児）の現状

- (1)身体障害
- (2)知的障害
- (3)精神障害
- (4)発達障害
- (5)高次脳機能障害

難病について、障害者基本法の障害者の定義においては明記されていませんが、国会審議において、「その他の心身の機能障害には、例えば難病による心身の機能障害なども含まれる」（2-1-10）との答弁があります。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（2-1-11）においては、障害者の範囲に難病患者が加えられています。

以上の点を総合的に勘案し、「障害」の定義では、「難病を原因とする障害」を規定しています。

2-1-10 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）6頁〔抄〕

山崎（誠）委員 〔略〕

まず、2条の、障害者の定義についてというところです。

考え方として、これは基本法ですから、できるだけ広く、本当に谷間をつくらないで、いろいろな方々をお救いできる制度にしなければいけない、そういう規定にしなければいけない、そのように考えます。この規定の仕方、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」。「その他」を入れているというのが、多分、先ほども御説明がありました、より広くしているんだということのあらわれであると思います。それはすごく前向きに評価できる。

〔略〕そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

村木政府参考人（内閣府政策統括官） お答え申し上げます。

今回の改正案では、障害について、先ほど先生もおっしゃっていただきましたとおり、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」と規定をしたところでございます。この基本法における障害にはあらゆる心身の機能の障害が含まれる、これは幅広いものであるということを明確化するためにこのような規定にいたしました。その他の心身の機能障害には、例えば難病による心身の機能障害なども含まれるということでございます。

2-1-11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）〔抄〕

（定義）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2～4 〔略〕

「難病」とは、難病対策要綱（昭和47年10月厚生省）（2-1-12）で定義されているとおり、「(1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とのことであり、具体例としては、ベーチェット病、重症筋無力症等が挙げられます。

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある疾患について、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う事業として、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）があり、現在130疾患を対象に実施されています。

さらに、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号）（2-1-13）では、130疾患のうち56疾患が指定され、医療費に対する公費負担が行われています。

2-1-12 難病対策要綱（昭和47年10月厚生省）

http://www.nanbyou.or.jp/pdf/nan_youkou.pdf

いわゆる難病については、従来これを統一的な施策の対策としてとりあげていなかったが、難病患者のおかれている状況にかんがみ、総合的な難病対策を実施するものとする。

難病対策として取り上げるべき疾病の範囲についてはいろいろな考え方があるが、次のように整理する。

- (1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）
- (2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）

対策の進め方としては、次の三点を柱として考え、このほか福祉サービスの面にも配慮していくこととする。

- (1) 調査研究の推進
- (2) 医療施設の整備
- (3) 医療費の自己負担の解消

なお、ねたきり老人、がんなど、すでに別個の対策の体系が存するものについては、この対策から、除外する。

2-1-13 特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号）〔抄〕

http://www.nanbyou.or.jp/pdf/kousei21_1.pdf

別紙

特定疾患治療研究事業実施要綱

第1 目 的

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

第2～第10 〔略〕

なお、全ての難病患者が、「障害のある人」に該当するというのではなく、難病に罹患し、そのことにより障害があり、さらに「社会的支援が必要な程度に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態」にある場合に、「障害のある人」に該当することとなります。

「継続的」とは常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは症状が出たり出なかったりする状態を指します。

国会審議において、継続的には、「断続的なもの、周期的なものも含まれる」（2-1-14）との内閣府の答弁がありますが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかったりする状態」とを分かりやすくするため、「継続的又は断続的」と規定しています。

なお、「継続的又は断続的」は、骨折、ねんざ等により一時的に身体が不自由な状態となる場合までをも含む概念ではありません。

ただし、病気又は怪我により、日常生活に支障を来たしている場合もあるため、この条例及び長崎県福祉のまちづくり条例の目的である共生社会を実現する上で、より積極的な建物のバリアフリー化等が望まれます。

2-1-14 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）6頁〔抄〕

山崎（誠）委員 〔略〕

まず、2条の、障害者の定義についてというところです。

〔略〕

そして、さらにその先に「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。例えば、細かいお話ですが、この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

村木政府参考人（内閣府政策統括官） お答え申し上げます。

〔略〕

また、今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用いただきましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうを考えているところでございます。

「日常生活」とは主に日常の衣食住に関する生活を指し、「社会生活」とは主に社会の一員として地域社会とかかわる生活を指します。後者の具体例としては、職業生活、ボランティア活動等が挙げられます。

「相当な制限を受ける状態」とは、障害のある人のみでは日常生活等を営む上で支障がある状態のことです。

なお、「相当な制限を受ける状態」という語句は、障害者基本法第2条第2号（18頁：2-1-1参照）の「社会的障壁」の定義においても使用されていますが、その内容が明確には示されていません。

障害者に対する差別の禁止に関しては、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されており、そこでは、既存の法律と同じように、「障害のある人」は用いず、「障害者」が用いられています（2-1-15）。

2-1-15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2)～(7)〔略〕

<< 第2項関係 >>

第2項では「社会的障壁」として、「障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しています。

これは、大きく分けて、「物理的なもの」、「制度的なもの」、「文化・情報面のもの」及び「意識上のもの」が挙げられます。

物理的な障壁の例としては、路上の放置自転車等の障害物、歩道の段差、車いすの利用が困難な狭い歩道、歩道橋の階段等が挙げられます。この他、公共交通機関においては車いすが利用できないバス等、デパート等の建物においては出入口の段差・回転ドア、車いすでは手が届かない公衆電話・自動販売機、身障者用でないトイレ等が挙げられます。

制度的な障壁の例としては、学校の入学試験、就職・任用試験、各種資格試験等において、障害のあることを欠格事由としているものが挙げられます。なお、改造自動車の登場により下肢障害者が運転免許を取得できることとなったように、技術の進歩等に応じ、制度上の一律的な取扱いは見直しを図られています。

文化・情報面の障壁の例としては、手話通訳、文字放送・字幕放送等のサービスの欠如、高額な補聴器等が挙げられます。

意識上の障壁の例としては、心ない言葉・視線、人間としての尊厳を傷つけるような取扱いが挙げられます。このことは、「無知・無関心」による「偏見・差別」の視点のほか、「かわいそう・気の毒」という憐憫（れんびん）・同情の視点に起因するものです。

この項では、このような社会的障壁が、障害のある人が日常生活等を営む上で支障となっていることを示しています。

「社会的障壁」については、障害者基本法にも定義規定があるほか（2-2-1）、障害者差別解消法にも定義規定が設けられており（2-2-2）、その内容は、この条例で規定する「社会的障壁」とほぼ同様のものとなっています。

2-2-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

2-2-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〔抄〕

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3)～(7) 〔略〕

<< 第3項関係 >>

第3項では、「差別」として、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることを規定しています。

これは、差別禁止部会の意見において、「障害に基づく差別」として、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」の2つが示されたことによるものです（2-3-1）。

2-3-1 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（概要）（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken_gaiyo.pdf

2. 「障害に基づく差別」とは 「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」をいう

不均等待遇

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い

ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる

合理的配慮の不提供

障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。

ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる

経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格、業務の内容、業務の公

共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮
業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかを考慮

差別に該当するかどうかは、「障害を理由として行われたかどうか」が焦点となります。例えば、労働の分野において、企業が業務に必要な能力のある人材を求めることは当然であり、障害のある人を雇用しないことが、直ちに「障害を理由とする差別」に該当するわけではありません。

しかしながら、採用を拒否したとしても、「障害を理由としたもの」か「能力を理由としたもの」が明確には分かりにくいこともあると思われます。

そこで、この条例では、そのような場合にも当事者間に対立が生じないよう、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合には、不均等待遇等に当たらないことを明確にしています。

この「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」については、各分野の状況に応じて判断することになりますので、具体的には48頁以降を参照してください。

なお、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあります。

このことについては、差別禁止部会の意見（2-3-2）においても同様の趣旨が示されており、対応を求めた障害のある人の側が相手側（企業等）の事業規模、負担の影響等の情報にアクセスすることは困難であるため、このように取り扱うこととするものです。

2-3-2 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第3節 障害に基づく差別

第5、不均等待遇（障害又は障害に関連した事由を理由とする差別）

1～5 〔略〕

6、正当化事由

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い（不均等待遇）は、それがいかなる場合においても本法において禁止される差別とすることは妥当ではない。相手方にも正当に保護すべき利益がある場合があり得るからである。

しかしながら、差別をしてはならないことは公序として守られなければならない社会の基本的なルールであること、往々にして差別を受ける少数派に対して多数派の利害が優先されがちであることに鑑みると、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合においては、不均等待遇は例外的に是認されることが妥当である。

ここで、「客観的に見て」とは、正当化事由の存否の判断は、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならないといったことを意味するものである。

なお、このような場合において、正当化事由の存否について、最終的な立証責任を行為者に負わせるなど、当事者間の訴訟遂行能力や証拠へのアクセスの可否等を踏まえ、立証責任の配分が考慮されなければならない。

7・8 〔略〕

第6、合理的配慮の不提供

1～5 〔略〕

6、正当化事由

合理的配慮は相手側の負担でその実施を求めるものであるが、無制限の負担を求めるものではない。

このため、障害者権利条約においても、合理的配慮の定義において「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であることを求めている。本法においても、同様に均衡を失した又は過度の負担が生じる場合には措置が義務付けられないとすることが妥当である。なお、「均衡を失した」と「過度」という文言にことさら異なる意味が付与されるとは考えられないので、以下、「過度」の負担という。

過度の負担であるかどうかの判断に当たっては、諸外国における立法例・運用等を踏まえると経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

まず、経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格（個人か、団体か、公的機関か）、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等が、判断の要素として考慮されるべきである。

次に、業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうか判断されなければならない。

以上のように、合理的配慮の提供に過度の負担が生じる場合には、相手方に当該措置の提供が義務付けられることはないが、措置を求めた障害者の側が事業規模や負担の程度や割合といった情報にアクセスすることは困難であることから、措置を求められた者に立証責任を負わせるなど、立証責任の配分の在り方に配慮する必要がある。

7・8 〔略〕

なお、現在運用されている「やむを得ない事由」の立証責任の例としては、労働契約法第17条の中途解雇（2-3-3）の規定に係る厚生労働省労働基準局長通知（2-3-4）が参考となります。

2-3-3 労働契約法（平成19年法律第128号）〔抄〕

（契約期間中の解雇等）

第17条 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下この章において「有期労働契約」という。）について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2 〔略〕

2-3-4 「労働契約法の施行について」（平成24年8月10日 基発0810第2号 厚生労働省労働基準局長通知）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121031K0040.pdf>

第5 期間の定めのある労働契約（法第4章関係）

1 〔略〕

2 契約期間中の解雇（法第17条第1項関係）

(1) 〔略〕

(2) 内容

ア～ウ 〔略〕

エ 〔略〕「やむを得ない事由」があるという評価を基礎付ける事実についての主張立証責任は、使用者側が負うものであること。

3 〔略〕

「差別」については、障害者基本法（2-3-5）にも障害者差別解消法（2-3-6）にも規定はありますが、定義規定は設けられていません。

2-3-5 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 〔略〕

2-3-6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

<< 第4項関係 >>

「不均等待遇」とは、「障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすること」であり、この条例において、そのような行為を禁止しようとするものです。

この不均等待遇の定義についても、第3項(差別の定義)の解説等に記載していますが、差別禁止部会の意見(26頁: 2-3-1参照)に準じています。

「障害又は障害に関連する事由を理由として」ということを判断するに当たっては、各分野における状況が異なるため、個別の事案に応じて対応していくことになります。

「区別」とは、サービス等の提供等について、その内容を障害のある人と障害のない人とで明確に分けることです。

「排除」とは、障害のある人にはサービス等の提供等をしないことです。

「制限」とは、障害のない人と比較して、障害のある人に対するサービス等の提供等の内容、時間等を限定することです。

「条件を課す」とは、サービス等の提供等について、障害のある人に一定の条件を付けることです。

「その他の異なる取扱い」とは、上記以外の障害のある人に対する異なる取扱いで、例えば、不当に高い料金を取るなどが挙げられます。

不均等待遇の例については、48頁以降の第10条から第19条まで(福祉、医

療、労働、教育等の各分野)の解説を参照してください。

この規定の運用に当たっては、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」があれば不均等待遇を行ってもよいというような解釈を行うのではなく、共生社会の実現に向け、できる限りの改善を行うよう心掛けることが望まれます。

障害者差別解消法では「差別的取扱いの禁止」が規定されています(2-4-1)。「差別的取扱い」の定義規定は設けられていませんが、同法が差別禁止部会の意見(26頁:2-3-1)を受けて立案されたことを考えると、「差別的取扱い」の内容は、この条例で規定する「不均等待遇」と同様のものと思われます。

2-4-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

〔抄〕

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 〔略〕

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 〔略〕

<< 第5項関係 >>

「合理的配慮」とは、「障害のある人の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと」であり、この条例において、そのような行為を怠ることを禁止しようとするものです。

なお、ただし書に、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。」と規定しています。社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担とは、負担の程度が障害のある人から合理的配慮の提供を求められた側の能力(経済規模等)にふさわしい範囲を超えたもののことです。

この合理的配慮の定義についても、第3項(差別の定義)の解説等に記載

しているとおり、差別禁止部会の意見（26頁： 2-3-1参照）に準じています。

「合理的配慮」については、障害者の権利に関する条約第2条（定義）（2-5-1）では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と規定されています。

2-5-1 （仮訳文）障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

第2条 定義

この条約の適用上、〔略〕

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。〔略〕

障害者の権利に関する条約第2条の「合理的配慮」の定義中、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の「負担」の解釈については、文部科学省が外務省に照会した内容（2-5-2）によると、個々の事案において「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から判断されるものとされています。

2-5-2 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理 参考資料17「合理的配慮について」（文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 平成22年12月24日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300908.htm

障害者の権利に関する条約第2条にある「合理的配慮」の定義中、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の「負担」の解釈について、外務省に照会したところ、以下の回答があった。

条約第2条において、「『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び

調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」というところの「負担」は、一義的には、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すものと解されます。

合理的配慮がいかなる範囲かつ内容で実現されるかについては各国の裁量にゆだねられており、様々な要素を総合的に勘案して、個々の事案に即して判断されるべきものですが、個々の事案において「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であるか否かについては、「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から判断されるものであると考えます。

障害のある人の求めによっては、直ちに実施できない内容も想定されることから、「過度な負担」が否かについては、差別禁止部会の意見（27頁：2-3-2参照）で示されているように、以下の内容について十分検討することが重要となります。

なお、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人から対応を求められた側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

経済的・財政的なコストの面

相手方の性格、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等

業務遂行に及ぼす影響の面

合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるのか

また、禁止部会の意見では、「合理的配慮の内容を考察するに当たっては、1) 基準・手順の変更、2) 物理的形状の変更、3) 補助器具・サービスの提供という以下の三つの視点から検討することが有用と考えられる。」（2-5-3）とされています。

2-5-3 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第3節 障害に基づく差別

第6、合理的配慮の不提供

1～3 〔略〕

4、合理的配慮の内容

合理的配慮の内容については、合理的配慮といわれても分かりづらいといった指摘がある。確かに、合理的配慮という概念は、言葉としても新しいものであり、日本に定着した言葉ではない。

しかしながら、障害者に対する配慮については、既に様々な分野において社会連帯や思いやりの観点から一定程度実施されているものと認められ、その実体は既に日本にも古くから存在しているものでもある。

ただ、障害者が必要とする合理的配慮の具体的な内容は、障害の態様や配慮が求められた状況等に応じて変わるものであり、その内容をあらかじめ確定することは困難であるので、具体例を示すことが求められる。諸外国における運用等を踏まえると、合理的配慮の内容を考察するに当たっては、1) 基準・手順の変更、2) 物理的形状の変更、3) 補助器具・サービスの提供という以下の三つの視点から検討することが有用と考えられる。

1) 基準・手順の変更

例1．パニック障害がある労働者の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用して通勤する必要がないようにする。

例2．視覚障害がある顧客に対して、求めに応じて、大きな文字で印刷された利用案内を提供する。

例3．コミュニケーション特性に応じた会話や職業指導を行う。

2) 物理的形状の変更

例4．建物の入口に存在する段差を解消するために、スロープを設置して、車いす利用者が建物に入ることができるようにする。

例5．職場において車いすを利用する労働者が使用する机の高さを変更し、車いすを利用したままで机を使用して仕事ができるようにする。

3) 補助器具・サービスの提供

例6．視覚障害がある労働者が職務遂行上使用するパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使用して仕事ができるようにする。

例7．発達障害者がパニックになった場合等に備えて、他人の視線や態度を遮る避難所的な空間を用意する。当たっては、諸外国における立法例・運用等を踏まえると経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

合理的配慮の例については、48頁以降の第10条から第19条まで（福祉、医療、労働、教育等の各分野）の解説等を参照してください。

社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担にはならないものの、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合の例として、次のものが挙げられます。

医療の提供において、知的障害のある方に対しては、丁寧に分かりやすい言葉で説明をすることが必要であり、そのような説明を行わないことが合理的配慮を怠る行為となります。よって、人員、場所等において過度の負担にならない場合には、そのような対応を行う必要がありますが、交通事故等に

よる生命の危険が伴うような状況においては、そのような丁寧な説明を、時間をかけて行うことよりも、まずは命を守る処置が優先されることになりま
す。このような場合が「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な
事情がある場合」に当たり、合理的配慮の提供を行わなくても差別には当た
りません。

障害のある人が、依然として、偏見及び誤解から様々な制約を受け、その
自立と社会参加を十分に果たせていない要因として、周囲の人々の理解不足
による社会的障壁の存在及び配慮の欠如が挙げられます。

この社会的障壁を取り除く上で合理的配慮は必要不可欠なものであり、こ
の障壁が取り除かれることによって、障害のある人は障害のない人と同等の
権利を行使することができるようになるため、合理的配慮を怠ることは差別
になるということを規定しています。

合理的配慮については、差別禁止部会の意見（26頁： 2-3-1参照）にも
あるとおり、「障害のある人の求めに応じて」と規定しています。

どのような配慮を行うかということについては、分野ごと又は場面ごとに
応じて態様が異なるものであり、そもそも「障害のある人の求め」がない状
況までをも、直ちに差別であると断定し、いたずらに対立を煽るような運用
が行われないようにするため、このように規定しているところです。

例えば、これまで一度も車いす利用者の来店がなかった商店においても、
車いす利用者の来店に配慮する必要はあります。しかしながら、車いす対応
の利用しやすいカウンターではないことをもって、直ちに差別であると断定
するのは、条例を過度に適用することにもなりかねず、必要以上の負担感を
商店側に負わせることにもなります。

そのため、障害のある人の求めがあった場合に、社会通念上相当と認めら
れる範囲を超えた過度の負担とはならない範囲内での配慮ができるにもかか
わらず、そのような配慮をしなかったことをもって、初めて差別となるとい
う取扱いをしようとするものです。

合理的配慮の提供については、あらかじめ全ての障害のある人の求めに対
応できるような措置が講じられていればよいのですが、物的・財政的な制約
等を伴うものであるため、できる限りの改善を随時行うことが望めます。

障害のある人の求めについては、知的障害等により障害のある人本人が意
思の表明を行うことが困難な場合もあることから、その場合には、その家族
等の意思を尊重する必要があるため、「又はその家族等の求め（障害のある

人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。) 」と規定しています。

「その家族等」には、障害のある人の家族だけでなく、成年後見人も含まれます。

合理的配慮を行う上で、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるもの」を除いていますが、これによって条例の趣旨が形骸化するわけではありません。

障害の有無にかかわらず、共に安心して生き生きと暮らせる社会（共生社会）を実現することが、この条例の趣旨ですので、障害のある人のための施設改修に多額の費用を要する場合、当該施設改修を行うために新たな用地を取得する必要がある場合等による経済的負担により、企業の経営そのものに影響を与え、倒産に陥るということになってしまえば、共生社会を目指すという考えとは相反することになってしまいます。

例えば、地域の小さな駄菓子屋にとって、障害のある人のためのスロープ、点字ブロック等を整備することは、過度な経済的負担となり得ます。

この規定は、県民に、条例の趣旨を尊重しつつ、障害のある人に対して優しく接することで、共生社会の実現のためできることから少しずつ取り組んでもらうことを意図して設けているものです。

障害者差別解消法では、「合理的配慮の不提供の禁止」が規定されていますが（ 2-5-4 ）、「合理的配慮」の定義規定は設けられていません。

2-5-4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条〔略〕

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条〔略〕

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。
- (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。
- (4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

【解説等】

この条は、この条例の基本理念について定めたものです。

第1号では「完全参加と平等」を、第2号では「居住の自由」を、それぞれ規定しています。

なお、障害者基本法（3-1）には、第1号及び第2号と同様の規定があります。

3-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第3号では「誰もが障害を有することとなる可能性があり、他人事として考えるべきでない」という概念を規定しています。

現在何の障害も有していないとしても、事故や加齢によって何らかの障害を有することとなる可能性がないとは言えません。障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を図ることは、現在障害を有している人に対して有益であるばかりでなく、現在障害を有していない人に対しても有益であり、誰もが安心して生きていくことのできる共生社会の実現につながるものです。

第4号では「県民を差別者・被差別者とに分けて対立を煽るものではない」という概念を規定しています。

この条例の運用に当たって、障害のある人の言動が全て正しく、障害のある人の求めに全て応えなければならないと考えることは、この条例が目指す共生社会の実現に必ずしも合致するとは言えません。この条例で障害のある人に対する差別を禁止することによって、この条例が物差しとなって、障害のある人とその相手方との話し合いで様々なトラブルを解決しようとするものでありますから、一方的な主張によって自己の利益を図ろうとすれば、障害のある人とその相手方との間に溝ができてしまい、共生社会の実現とは真逆の状況となってしまいます。障害のある人も障害のない人も互いに相手方の事情を十分考慮し、より良い解決策を模索することが重要です。決して、この条例を特定の個人又は特定の企業・団体のイメージを下げるために用いてはなりません。

なお、差別禁止部会の意見（3-2）にも第4号と同様の趣旨が記載されています。

3-2 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第1章 総則

第1節 理念・目的

第1、理念

差別の禁止に関する新たな法律（以下、「本法」という。）において理念規定を設けるに当たっては、以下の視点が重要である。

1、差別の解消に向けた取組の重要性

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で直面する社会的障壁をなくすことが重要であり、なかでも、障害者の完全参加と平等に大きな制約をもたらす見えざる社会的障壁としての差

別は早急に解消されなければならないこと。

2、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものではないこと

この差別をなくそうとする試みは、人類普遍の原理を希求するものであり、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を認め合う社会の実現に資するものである。

ゆえに、本法は、差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならず、今後、差別者・被差別者を作り出さないためにも、国民誰もが理解し得る共生社会の実現に向けた共通のルールとして機能することが重要であること。

3、差別の解消がこれからの社会により活力を与えるものであること

属性や能力において多様性に富む個人により構成される社会において、それぞれがその力を発揮し、お互いに支え合っていくには、その間に存する差異は尊重されるべきであり、障害者の完全参加と平等の実現は、特に少子高齢化が進行する我が国にとって社会全体に活力を与えるものであること。

県民、市及び町、県それぞれが、この条に規定する基本理念にのっとり、現状をどのように改善していけば共生社会の実現につながるのかということ念頭に置きながら対応することが望まれます。

第4条（県の責務）

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

【解説等】

この条は、県の責務について定めたものです。

本県として、障害のある人に対する差別をなくしていくため、この条例及びその他の法令等の規定に基づく、施策を推進していくことを明示しています。

「障害者基本法その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和」とは、障害者施策の基本となる障害者基本法を中心に、障害者施策に関連する法律、長崎県福祉のまちづくり条例等の法令に基づく障害者施策と、この条例に基づく障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策とを総合的に実施することを規定したものです。

《 障害者施策に関連する主な法令 》

- ・ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- ・ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）
- ・ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）
- ・ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・ 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）

「障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策」とは、第3章（障害のある人に対する差別をなくすための施策）に規定する、障害のある人の相談に関する調整委員会を設けるとともに、相談体制を構築し、差別に該当する事案（対象事案）の解決のための手続を執り行うことのほか、第4章（障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策）に規定する、知事表彰、普及・啓発活動等を行うことです。

障害者差別解消法では、地方公共団体の責務が規定されており（4-1）、その趣旨は、この条例で規定するものと同様のものと思われます。

4-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第5条（県と市又は町との連携）

（県と市又は町との連携）

第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説等】

この条は、県と市又は町との連携について定めたものです。

「地域の特性」として、本県には離島・へき地があり、教育体制、医療体制等を都市部と同様に構築することが難しい場合があります。

しかしながら、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施しなくてよいということにはなりません。

よって、県としては、市・町がそれぞれの実情に応じて、よりよい施策を実施するよう明記しています。

なお、条文の表記として「市町」ではなく「市又は町」としているのは、視覚障害の方が聴き取る場合又は点字翻訳する場合に、「市町」と「市長」とを区別できるようにするためです。

第6条の「市及び町」という表記も同様の理由によります。

第6条（市及び町の役割）

（市及び町の役割）

第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【解説等】

この条は、市及び町の役割について定めたものです。

地方自治（分権）の観点から県と市及び町とは対等の関係に立つことを踏まえつつも、県として施策を推進していく上で、市及び町の協力は必須のも

のであることから、「役割」という表記にて、市及び町に施策推進を努めるようにしているものです。

したがって、県に強制される形で各市及び町が施策を推進するのではなく、あくまでも地域の実情に応じ、各市及び町が自らの考えに基づき施策を実施することが期待されます。

障害のある人の地域生活を支援するサービス（福祉サービス等）については、市及び町が実施主体であることを踏まえて、「適切な役割分担を踏まえて」と規定しています。

この条例に基づき地域相談員を担う身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員は、市及び町の委託等に基づいて、現在それぞれの業務を行っています。

市及び町は、これらの相談員が地域相談員として円滑な業務を実施することができるよう、御協力をお願いします。

第 7 条（県民等の役割）

（県民等の役割）

第 7 条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策に協力するよう努めるものとする。

【解説等】

この条は、県民等の役割について定めたものです。

障害のある人に対する差別をなくしていくためには、行政が施策を講ずるのみならず、県民、事業者、関係団体等の幅広い理解及び協力が必要不可欠となります。

この条では、県民等に対して、第 1 項において、障害及び障害のある人に対する理解を深め障害のある人に優しい社会づくりに寄与することを求め、

第2項において、行政の施策に協力することを求めています。

県民が主体的に差別をなくしていくという意識を持って、共生社会の実現に向けて取り組むことが期待されます。

障害者差別解消法では、国民の責務が規定されており（7-1）、その趣旨は、この条例で規定するものと同様のものと思われま

7-1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第8条（財政上の措置）

（財政上の措置）

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説等】

この条は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための施策を推進するために必要となる財政上の措置について定めたものです。

「必要な財政上の措置を講ずる」に当たっては、本県の収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲内にて行うこととなります。